

## 第3次向日市都市計画マスタープラン素案からの主要な変更点について

該当ページ (計画案)	修正の概要	
6 ページ：第2章 1 社会の潮流	<p>前回の都市計画審議会においていただいた、現状の表記だけでなく、現状を受けて必要性が生じる事項についても記述したほうが良いとのご意見を受け、「(2) 激化する都市間競争」「(3) 暮らしの安心・安全に対する意識の高まり」「(4) ライフスタイルに対する意識の変化」「(6) 官民連携の必要性の高まり」において必要性の表記を追加</p>	<p>新旧対照表</p>
	計画素案	計画案
	<p>(2) 激化する都市間競争 人口減少時代が・・・(中略) 増えてきています。 本市においても「向日市歴史的風致維持向上計画」に基づき、向日神社から大極殿公園を結ぶ道路の美装化や大極殿公園の拡張整備、歴史文化交流センターの整備など地域資源を活かす取組や“むこうむこう”をキャッチコピーにまちの魅力を戦略的に発信していく取組を進めています。</p> <p>(3) 暮らしの安心・安全に対する意識の高まり 近年わが国では、・・・(中略) など浸水対策を進めています。また、自然災害に限らず全国的に自動車等による交通事故や、建物の防火等の偽装問題、多様化する犯罪等が相次いで発生しており、国民の安心・安全に関する意識は年々高まっています。</p>	<p>(2) 激化する都市間競争 人口減少時代が・・・(中略) 増えてきています。 本市においても「向日市歴史的風致維持向上計画」に基づき、向日神社から大極殿公園を結ぶ道路の美装化や大極殿公園の拡張整備、歴史文化交流センターの整備など地域資源を活かす取組や“むこう、むこう。”をキャッチコピーにまちの魅力を戦略的に発信していく取組を進めており、引き続き向日市ならではの魅力を高め、発信していく必要がありま<u>す。</u></p> <p>(3) 暮らしの安心・安全に対する意識の高まり 近年わが国では、・・・(中略) など浸水対策を進めていま<u>す。</u>また、自然災害に限らず全国的に自動車等による交通事故や、建物の防火等の偽装問題、多様化する犯罪等が相次いで発生しており、安心・安全に対する国民意識は年々高ま<u>っていることから、ハード、ソフトの両面において対策を推進していくことが必要となつて</u>います。</p>

(4) ライフスタイルに対する意識の変化

ライフスタイルでは、・・・(中略)が進められています。また、情報通信技術の飛躍的な発展等により、すべての人とモノがインターネットでつながる中、若年層を中心に他者とのつながりを重視する意識も高まっています。本市においてもSNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)を利用し、多様な世代への情報発信に取り組んでいます。

(4) ライフスタイルに対する意識の変化

ライフスタイルでは、・・・(中略)が進められています。また、情報通信技術の飛躍的な発展等により、すべての人とモノがインターネットでつながる中、若年層を中心に他者とのつながりを重視する意識も高まっています。本市においてもSNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)を利用し、多様な世代への情報発信に取り組んでいます。今後、5Gなど情報通信技術のさらなる進化に伴うライフスタイルの変化に対応した都市基盤整備が必要となります。

(6) 官民連携の必要性の高まり

少子高齢化や人口減少、・・・(中略)展開しています。一方、変化し続ける市民ニーズに対応するため、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術や資金などの民間活力を導入することで、質の高い行政サービスの提供や公共施設等の整備・維持管理などを行う官民連携を行政運営に積極的に取り入れる事例も増えてきています。

(6) 官民連携の必要性の高まり

少子高齢化や人口減少、・・・(中略)展開しています。一方、変化し続ける市民ニーズに対応するため、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術や資金などの民間活力を導入することで、質の高い行政サービスの提供や公共施設等の整備・維持管理などを行う官民連携を行政運営に積極的に取り入れる事例も増えており、協働のまちづくりをさらに推進していく必要があります。

修正の概要	
<p>該当ページ（計画案）</p> <p>6 ページ：第2章</p> <p>1 社会の潮流</p>	<p>「(1) 人口構造の変化」の第3段落に記載の、空家や空き地などの日常的に管理されていない土地・建物が増えることにより治安や景観が悪化し居住環境に影響を及ぼしている旨の文章を、より適切な項目「(3) 暮らしの安心・安全に対する意識の高まり」に移動</p>
計画素案	新旧対照表
<p>(1) 人口構造の変化</p> <p>近年・・・(中略) 配置していく必要があります。さらに、都市の中心部においても空家や空き地といった低利用地がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行している地域が全国的に増加しています。この結果、日常的に管理されていない土地・建物が増えることによる治安・景観の悪化や、商店・診療所等の生活に必要なサービス施設の維持が困難となるなど、居住環境に影響を及ぼす事態が生じており、新たな課題として対応が迫られています。本市の市街地においても空家が点在して発生しており、中には倒壊の危険性を有するものもあります。</p> <p>(3) 暮らしの安心・安全に対する意識の高まり</p> <p>近年わが国では、・・・(中略) など浸水対策を進めています。また、自然災害に限らず全国的に自動車等による交通事故や、建物の防火等の偽装問題、多様化する犯罪等が相次いで発生しており、国民の安心・安全に関する意識は年々高まっています。</p>	<p>(1) 人口構造の変化</p> <p>近年・・・(中略) 配置していく必要があります。 <u>(削除) さらに、都市の中心部においても</u></p> <p>(3) 暮らしの安心・安全に対する意識の高まり</p> <p>近年わが国では、・・・(中略) など浸水対策を進めています。また、自然災害に限らず全国的に自動車等による交通事故や、建物の防火等の偽装問題、多様化する犯罪等が相次いで発生しており、安心・安全に対する国民意識は年々高まっていますことから、<u>ハード、ソフトの両面において対策を推進していくことが必要となっております。</u></p>

	<p>一方、都市の中心部において空き家や空き地といった低未利用地が不規則に発生するいわゆる「都市のスポンジ化」が進行している地域が全国的に増加しています。この結果、且常に管理されていない土地・建物が増えることによる治安・景観の悪化や、商店・診療所等の生活に必要なサービス施設の維持が困難となるなど、居住環境に影響を及ぼす事態が生じており、新たな課題として対応が迫られています。</p>				
<p>該当ページ（計画案） 31 ページ：第3章 3-(2)都市構造 ①拠点の設定</p>	<p style="text-align: center;"><b>修正の概要</b></p> <p>「交流都市拠点」の内容を、拠点の位置（阪急洛西口駅西側を含めている）と整合するよう修正</p> <p style="text-align: center;"><b>新旧対照表</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">計画素案</th> <th style="width: 50%;">計画案</th> </tr> <tr> <td>広域的な商業・業務機能や居住・文教機能など、既存の都市機能を維持しつつ、生活利便施設がコンパクトに集積した、多様なニーズを充足する拠点</td> <td>広域的な商業・業務機能や居住・文教機能など、<u>既存の都市機能を維持しつつ、新たな都市機能及び交流機能の集積など、</u>多様なニーズを充足する拠点</td> </tr> </table>	計画素案	計画案	広域的な商業・業務機能や居住・文教機能など、既存の都市機能を維持しつつ、生活利便施設がコンパクトに集積した、多様なニーズを充足する拠点	広域的な商業・業務機能や居住・文教機能など、 <u>既存の都市機能を維持しつつ、新たな都市機能及び交流機能の集積など、</u> 多様なニーズを充足する拠点
計画素案	計画案				
広域的な商業・業務機能や居住・文教機能など、既存の都市機能を維持しつつ、生活利便施設がコンパクトに集積した、多様なニーズを充足する拠点	広域的な商業・業務機能や居住・文教機能など、 <u>既存の都市機能を維持しつつ、新たな都市機能及び交流機能の集積など、</u> 多様なニーズを充足する拠点				
<p>該当ページ（計画案） 33 ページ：第3章 3-(2)都市構造 ③ゾーンの設定</p>	<p style="text-align: center;"><b>修正の概要</b></p> <p>京都市が定める上位計画「京都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図るため、維持活用ゾーンの内容の一部を修正（「都市的な利用」から「土地利用」）</p> <p style="text-align: center;"><b>新旧対照表</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">計画素案</th> <th style="width: 50%;">計画案</th> </tr> <tr> <td>都市近郊農業の場として、また、新たな産業（農産業含む）や雇用の場の創出を図る際の余力として、適切な維持管理とまちの活性化に向けた都市的な利用も検討するゾーン</td> <td>都市近郊農業の場として、また、新たな産業（農産業含む）や雇用の場の創出を図る際の余力として、適切な維持管理とまちの活性化に向けた<u>土地利用も</u>検討するゾーン</td> </tr> </table>	計画素案	計画案	都市近郊農業の場として、また、新たな産業（農産業含む）や雇用の場の創出を図る際の余力として、適切な維持管理とまちの活性化に向けた都市的な利用も検討するゾーン	都市近郊農業の場として、また、新たな産業（農産業含む）や雇用の場の創出を図る際の余力として、適切な維持管理とまちの活性化に向けた <u>土地利用も</u> 検討するゾーン
計画素案	計画案				
都市近郊農業の場として、また、新たな産業（農産業含む）や雇用の場の創出を図る際の余力として、適切な維持管理とまちの活性化に向けた都市的な利用も検討するゾーン	都市近郊農業の場として、また、新たな産業（農産業含む）や雇用の場の創出を図る際の余力として、適切な維持管理とまちの活性化に向けた <u>土地利用も</u> 検討するゾーン				

修正の概要					
<p>該当ページ (計画案)</p> <p>38 ページ：第4章</p> <p>1 土地利用方針</p>	<p>「第3章 3-(2)都市構造」における「維持活用ゾーン」の修正及び京都府が定める上位計画「京都市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図るため、「土地利用調整地区」の内容を一部修正</p> <p>新旧対照表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画素案</th> <th>計画案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>市街化調整区域の農地は土地利用調整地区に位置づけ、都市近郊農業の場として、また、都市における貴重なオープンスペースとして保全に努める一方、鉄道駅や都市計画道路に隣接・近接するポテンシャルの高い地域については、土地利用の混在化を防止するため、農地の保全に配慮しつつ、計画的にまちの活性化に資する産業系（農産業含む）土地利用の誘導を図ります。</p> </td> <td> <p>市街化調整区域の農地は土地利用調整地区に位置づけ、都市近郊農業の場として、また、都市における貴重なオープンスペースとして保全に努める一方、鉄道駅や都市計画道路に隣接・近接するポテンシャルの高い地域については、土地利用の混在化を防止するため、<u>農業との調整を図りつつ</u>、計画的にまちの活性化に資する産業系（農産業含む）の<u>土地利用を検討します</u>。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	計画素案	計画案	<p>市街化調整区域の農地は土地利用調整地区に位置づけ、都市近郊農業の場として、また、都市における貴重なオープンスペースとして保全に努める一方、鉄道駅や都市計画道路に隣接・近接するポテンシャルの高い地域については、土地利用の混在化を防止するため、農地の保全に配慮しつつ、計画的にまちの活性化に資する産業系（農産業含む）土地利用の誘導を図ります。</p>	<p>市街化調整区域の農地は土地利用調整地区に位置づけ、都市近郊農業の場として、また、都市における貴重なオープンスペースとして保全に努める一方、鉄道駅や都市計画道路に隣接・近接するポテンシャルの高い地域については、土地利用の混在化を防止するため、<u>農業との調整を図りつつ</u>、計画的にまちの活性化に資する産業系（農産業含む）の<u>土地利用を検討します</u>。</p>
計画素案	計画案				
<p>市街化調整区域の農地は土地利用調整地区に位置づけ、都市近郊農業の場として、また、都市における貴重なオープンスペースとして保全に努める一方、鉄道駅や都市計画道路に隣接・近接するポテンシャルの高い地域については、土地利用の混在化を防止するため、農地の保全に配慮しつつ、計画的にまちの活性化に資する産業系（農産業含む）土地利用の誘導を図ります。</p>	<p>市街化調整区域の農地は土地利用調整地区に位置づけ、都市近郊農業の場として、また、都市における貴重なオープンスペースとして保全に努める一方、鉄道駅や都市計画道路に隣接・近接するポテンシャルの高い地域については、土地利用の混在化を防止するため、<u>農業との調整を図りつつ</u>、計画的にまちの活性化に資する産業系（農産業含む）の<u>土地利用を検討します</u>。</p>				
<p>該当ページ (計画案)</p> <p>39 ページ：第4章</p> <p>2 市街地整備方針</p>	<p>修正の概要</p> <p>「第4章 1 土地利用方針」における「土地利用調整地区」の修正との整合を図るため、「基本的な考え方」及び「整備方針④」の一部を修正。</p> <p>新旧対照表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画素案</th> <th>計画案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>■基本的な考え方</p> <p>既成市街地・・・(中略)都市機能の強化を図ります。営農環境の保全や地域の活性化に課題を抱える市街化調整区域については、地区計画等を活用した計画的なまちづくりの誘導を図るとともに、住民の合意形成等の熟度の高い地区については、新たな拠点の形成に向けた面整備の推進を図ります。</p> </td> <td> <p>■基本的な考え方</p> <p>既成市街地・・・(中略)都市機能の強化を図ります。営農環境の保全や地域の活性化に課題を抱える市街化調整区域については、<u>農業との調整を図りつつ</u>、地区計画を活用した計画的なまちづくりの<u>検討を支援する</u>とともに、住民の合意形成等の熟度の高い地区については、新たな拠点の形成に向けた面整備の推進を図ります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	計画素案	計画案	<p>■基本的な考え方</p> <p>既成市街地・・・(中略)都市機能の強化を図ります。営農環境の保全や地域の活性化に課題を抱える市街化調整区域については、地区計画等を活用した計画的なまちづくりの誘導を図るとともに、住民の合意形成等の熟度の高い地区については、新たな拠点の形成に向けた面整備の推進を図ります。</p>	<p>■基本的な考え方</p> <p>既成市街地・・・(中略)都市機能の強化を図ります。営農環境の保全や地域の活性化に課題を抱える市街化調整区域については、<u>農業との調整を図りつつ</u>、地区計画を活用した計画的なまちづくりの<u>検討を支援する</u>とともに、住民の合意形成等の熟度の高い地区については、新たな拠点の形成に向けた面整備の推進を図ります。</p>
計画素案	計画案				
<p>■基本的な考え方</p> <p>既成市街地・・・(中略)都市機能の強化を図ります。営農環境の保全や地域の活性化に課題を抱える市街化調整区域については、地区計画等を活用した計画的なまちづくりの誘導を図るとともに、住民の合意形成等の熟度の高い地区については、新たな拠点の形成に向けた面整備の推進を図ります。</p>	<p>■基本的な考え方</p> <p>既成市街地・・・(中略)都市機能の強化を図ります。営農環境の保全や地域の活性化に課題を抱える市街化調整区域については、<u>農業との調整を図りつつ</u>、地区計画を活用した計画的なまちづくりの<u>検討を支援する</u>とともに、住民の合意形成等の熟度の高い地区については、新たな拠点の形成に向けた面整備の推進を図ります。</p>				

	<p>■整備方針</p> <p>④ 地区計画等による計画的なまちづくりを誘導する地域      営農環境の保全や地域の活性化に課題を抱える市街化調整区域において、地権者等の意向を踏まえたうえで地区計画等を活用し、土地区画整理事業などの手法を用いながら営農環境の保全、商業・業務、工業等の産業系施設の立地誘導など、地域課題の解決やまちの活性化に資する計画的なまちづくりの誘導を図ります。</p>	<p>■整備方針</p> <p>④ 地区計画による計画的なまちづくりを<u>検討できる</u>地域      営農環境の保全や地域の活性化に課題を抱える市街化調整区域において、地権者等の意向を踏まえたうえで地区計画を活用し、土地区画整理事業などの手法を用いながら営農環境の保全、商業・業務、工業等の産業系施設の立地誘導など、地域課題の解決やまちの活性化に資する計画的なまちづくりの<u>検討を支援します</u>。</p>
修正の概要		
<p>該当ページ（計画案）</p> <p>51 ページ：第4章          5-1 都市景観の整備方針</p>	<p>パブリックコメントのご意見を踏まえ、「基本的な考え方」に景観計画に関する記述を追加</p> <p style="text-align: center;">新旧対照表</p> <p style="text-align: center;">計画素案</p>	<p style="text-align: center;">計画案</p>
	<p>本市は、コンパクトな市域の中に、史跡乙訓古墳群や長岡宮跡、向日丘陵の竹林などの歴史・文化資源をはじめ、西国街道の歴史的なまちなみや街路樹と調和した住宅地など、多様な特性を有しています。</p> <p>これら本市特有の地域資源に根差した景観を保全するため、向日市歴史的風致維持向上計画や都市再生整備計画などの関連計画に基づき、歴史・文化資源の整備・活用を図ります。</p>	<p>本市は、コンパクトな市域の中に、史跡乙訓古墳群や長岡宮跡、向日丘陵の竹林などの歴史・文化資源をはじめ、西国街道の歴史的なまちなみや街路樹と調和した住宅地など、多様な特性を有しています。</p> <p>これら本市特有の地域資源に根差した景観を保全するため、<u>風致地区などの指定をはじめ</u>、向日市歴史的風致維持向上計画や都市再生整備計画などの関連計画に基づき、歴史・文化資源の整備・活用を進めます。<u>また、</u>地域との協働によるまち並み景観の形成を図るため、<u>地区計画制度などの活用を促進し、地域の景観まちづくりへの意識の醸成を図るとともに、景観計画の策定について調査に取り組みます。</u></p>

## 第3次向日市都市計画マスタープラン素案に対する意見の概要

### 1. パブリックコメント

- 実施期間：令和2年1月8日から令和2年2月6日
- 周知方法：広報むこう1月号、市ホームページ
- 意見者数：14名
- 意見数：47件
- 意見の概要及び市の考え方：次頁以降

### 2. 素案説明会

- 日時：令和2年1月19日（日）14：00～
- 場所：市役所本館3階大会議室
- 周知方法：広報むこう1月号
- 参加者：18名
- 質疑人数：8名
- 質疑内容：次頁以降

### 第3次向日市都市計画マスタープラン（素案）に対するパブリックコメントの結果と市の考え方について

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
1	社会の潮流	<p>社会の潮流「(6)持続可能な地方創生の推進」について、現行の「持続可能な循環型社会の実現」を変更しているが循環型社会を目指す取組は地球規模で最重要課題になっている中で削除するのは、時代錯誤の社会状況の認識になる。元に戻すべきである。</p>	<p>ご意見の項目は、平成27年の国連サミットにおいてSDGs(持続可能な開発目標)が採択されたことを受け、国では「SDGs実施指針」を決定するとともに、持続可能な地方創生を推進するため、自治体のまちづくりにおいてSDGsの考え方を導入した取組を推進している状況を記載しております。SDGs実施指針には循環型社会の構築も位置付けられており、循環型社会を目指すことも含まれております。</p>
2	都市計画の目標	<p>都市計画の目標「人が集うふるさと向日」について、「人が集う」は、賑わいや交流の創出というイメージがはつきりするが、「ふるさと向日」は都市計画のイメージとしては意味を持たないのではないか。人によって全くとらえ方が違うものを都市計画マスタープランの目標として定めるのはふさわしくないと考える。現計画の「緑と歴史に包まれた美しいまむこう」から環境・景観の位置づけの後退を感じる。</p>	<p>本マスタープランでは、今後訪れる人口減少やさらなる高齢化に対応し持続可能なまちづくりを進めていくため、都市計画の目標を「人が集うふるさと向日」と定め、市域がコンパクトな本市だからこそ可能な身近に人が集う様々な場(働く場、住む場、買物する場、楽しむ場、創造の場など)を確保していくことで定住の場として、また交流の場としての魅力を高め、住みたい・住み続けたいと思えるまちを目指すとしております。</p>
3	土地利用方針	<p>都市計画で「調整区域」を実質的に解除して容積率を高めて「大規模開発ありき」「のどかな田園地帯を壊し」自然と街の調和のない、まちづくりに懸念を持つ。具体的な緑化目標を数字で設定した街づくりを推進すべきではないか。</p>	<p>本市の市街化調整区域における農地につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足などの問題から営農継続が困難となっている農家が多くあり、今後、農地が資材置場や大型車駐車場などの周辺環境に影響を与える土地利用に転換されていくことが懸念されています。</p>
4		<p>向日市の竹林、農園等、後継者問題もあるかと思うが、出来る限り緑地は残す計画を。</p>	<p>このことから、本マスタープランでは、市街化調整区域の農地を「土地利用調整地区」に位置づけ、農地の保全に配慮しつつ計画的にまちの活性化に資する産業系(農産業含む)土地利用の誘導を図るとしております。</p> <p>なお、都市緑化については、「向日市緑の基本計画」に基づき、取組を進めているところでございます。</p>



No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
5		市街化調整区域の農地をすべて、今回新たに「土地利用調整地区」とし、農地を保全しつつも一定の条件で今後、開発を可能とする地域に位置付けている。しかし、本来は土地利用の方針について議論し、セツトで定めるべきではないか。産業系以外にも多目的グラウンドや福祉施設などの要望もある。具体的な土地利用方針については市民が意見を言える仕組みが必要だと思う。	「土地利用調整地区」は、農地の保全を前提としつつも、本市の農家が抱える、農業従事者の高齢化や後継者不足などの問題から営農継続が困難となり、今後、農地が資材置場や大型駐車場などの周辺環境に影響を与える土地利用に転換されていくといった課題に対応するため、地区計画制度による計画的な土地利用の誘導を図る地区に設定したものであり、新たな土地利用を前提とした地区ではございません。 なお、市民意見につきましては、各種法令に基づき、ご意見を伺う機会を設けていきたいと考えております。
6		ライオンシティがなくなることを目にしたが、公設の市場をつくるなど、お茶やランチをすところが欲しい。	公設の市場を作る計画は現在ございません。東向日駅周辺については、「第4章都市整備方針 1 土地利用方針」において「都市型複合拠点地区」に位置づけ、商業・業務・サービス・居住等の市民や来訪者のニーズに対応できる機能の集積を図っております。
7		都市機能誘導区域以外に、小規模、零細なものでもよいから、幹線道路を起点とするなど徒歩利用圏を市内住宅地域全域に網の目のように構築する必要がある。特に、市民が毎日の生鮮食料品を購入できるように、民営、公営を問わず誘致し保護する必要がある。	「第4章都市整備方針 1 土地利用方針」において(都)久世北茶屋線、(都)伏見向日町線、南部の(都)外環状線、(都)御陵山崎線の沿道を、日常生活に必要なサービス施設や市民・来訪者等に魅力のある沿道サービス施設などの商業・業務、その他産業施設の立地を誘導する「沿道サービス地区」に位置づけております。
8		都市機能を充実させるために6つの拠点を設定しているが、現実には各々の施設がその周辺に集まっているだけで相互の連携が取れていない。地区として設定するならば付近を徒歩で回遊できる遊歩道や小公園の整備を合わせてする必要がある。例えば市役所・市民会館の建設に合わせて図書館・文化資料館を回遊できるようにしなければ公共・文化地区とは言えない。	いただきましたご意見につきましては、今後、具体的な取り組みを行う上で参考にさせていただきます。

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
9	市街地整備方針	東向日駅周辺部の中心市街地の活性化・にぎわいとつながり、夜間、中心商店街の寂れかけは凄まじい。市民生活を置き去りにし、夜間人口が増加する高層マンションなどによって地域の再生に弾みがつかないか、大いに疑問。 阪急東向日駅前を向日市の玄関口としてふさわしいものに整備してほしい。旧イオン東向日店の撤退以降、さびれたように思われる。	阪急東向日駅周辺は、本マスタープランの将来都市構造において、「 <u>中心都市拠点</u> 」に位置づけ、市の玄関口としての魅力とにぎわいのある拠点形成を図るため、「 <u>第4章都市整備方針</u> 」2「 <u>市街地整備方針</u> 」に「 <u>②JR向日町駅・阪急東向日駅周辺の整備</u> 」を掲げ、今後、取組を進めてまいりたいと考えております。
10			
11	住宅及び環境の整備方針	「いつ起きてもおかしくない南海トラフ巨大地震」活断層が走る内陸部での巨大地震」などに備えて、住宅の耐震診断・改修への支援が、京都府の耐震対策の諸制度にとどまらず、市独自の耐震性向上を図る補助施策が必要ではないか。「住宅リフォーム助成制度の創設」を早急に具 体化していただきたい。	ご提案につきましては、今後、具体的な取り組みを行う上で参考にさせていただきます。
12	交通体系の整備方針	都市機能誘導区域については、市全域からの往來を期待するものであるから、今後増加が予想される自家用車を利用しない市民のため、コミュニティバス他公共交通機能を抜本的に改善し、区域への自家用車同等の快適なアクセスを保障すべきである。	利便性の高い公共交通体系の確立を目指すため、「第4章都市整備方針」4-1「交通体系の整備方針」の「(2)公共交通の整備」において掲げた整備方針に基づき、取組を進めてまいりたいと考えております。
13		JR桂川駅、阪急洛西口駅を通り、洛西ニュータウン、桂坂に向かう、しかも比較的短い間隔で駅を設置するLRTなどを構築してはどうか。洛西口駅西側から物集女町を縦断して京都市に至る広い範囲の市域の開発と連動させれば、計り知れない投資効果が見込まれるのではないか。	LRTに関する本市の構想は現在ございません。本マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものでありますことから、他市との連携を要する個別事業のご提案についての回答は差し控えていただきます。

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
14		<p>まちづくり条例にある「コンパクトながら、交通網の充実した便利で住みよいまち」であり続けるためには、「移動の自由」そして福祉をつなぐ「ソーシャルワーク」が必要である。地域公共交通システムの整備においては、市民のニーズに対応し、合理性・効率性を考えたデマンド型の検討が必要であり、事業者とも十分な協議をし、その社会的責任が果たされ持続可能なものとなるよう望む。</p>	<p>本マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、現在実施中の個別事業へのご要望に対する見解を示すものではありません。            いただきましたご要望につきましては、今後、コミュニティバスの事業計画を見直す際に、参考とさせていただきます。</p>
15		<p>昨年10月コミバスが運行したが、①始発が遅い②本数が少ない③料金が高い④土日祝は運休⑤反時計回り等、不満の声が多く、高齢者に配慮した運行計画の見直しを希望する。</p>	
16		<p>昨年より「ぐるっとむこうバス」が運行され、利用されている高齢の方は、本当に喜んでいる。高齢の方だけでなく、市民が利用しやすい、どこからでも乗って行き、乗って帰れるバスにしていきたいことを、切実に願う。</p>	
17		<p>「ぐるっとむこうバス」が走り出しましたが、大牧は坂の上にあるため、買い物も病院に行くにも不便です。二市一町また京都市とも協力して、安価で乗りやすいバスを望みます。</p>	

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
18	公園・緑地等整備方針	向日市には公園・緑地は極めて乏しい現状の中、現向日町競輪場の跡地として、市民の憩いの場、スポーツの拠点として運動公園とすることをはっきり明記し、これを踏まえ、府との協議に臨むべきである。	向日町競輪場につきましては、京都府の施設であり、京都府が適切に判断するものでありますが、市民の皆様にとってより良いものとなりますよう、活用方法やあり方などについて京都府に対し要望してまいります。
19		緑地を維持し、さらに増やしていくため競輪場を緑地公園化できるように京都府に働きかけられたい。	
20	その他施設整備方針について	学校の校舎、建替えの時期にきていると思うが、その見込みや予算の問題とこのマスタープランの関係はどうなのだろうか。	「第4章都市整備方針 4-4 その他公共施設の整備方針」の中で、各学校施設の老朽化などの状況を踏まえ、個別計画を策定し、学校施設の改修・改築工事を計画的に進めることとしております。なお、具体的な取組や財源に関しては、整備方針にも記載のとおり、教育分野における個別計画に基づき進めてまいります。
21		向日市は人口が現在、少し増加しているが、長期的には減少、高齢化とされている。若い人も高齢者も暮らしやすい向日市にするよう、京都市のように学校の統廃合は考えたくはない。	「第4章都市整備方針 4-4 その他公共施設の整備方針」の中で、児童・生徒数の変動や教育課程の変更に適切に対応し、良好な教育環境を確保することとしています。

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
22	都市景観の整備方針について	<p>2004年に景観法が、2008年に歴史まちづくり法が公布され、多くの自治体で景観や地域のアイデンティティに留意したまちづくりが行われている。向日市も2015年に歴史まちづくり法の認定都市になったが、景観計画は策定されていない。</p> <p>第4章5-1都市景観の整備方針で「これら本市特有の地域資源に根ざした景観を保全するため、向日市歴史的風致維持向上計画や都市再整備計画などの関連計画に基づき、歴史・文化資源の整備・活用や地域との協働による街並みの景観形成を図ります。」と書かれているが、これらに街並みの景観を形成する方策は書かれていない。</p> <p>景観計画をつくらず、向日市の特色を踏まえた景観形成を図ることができぬのか。景観計画は、市民、事業者、行政が協働して取り組むもので、京都市、宇治市、亀岡市、南丹市、福知山市、宮津市、長岡京市で景観計画が策定されており、成果が上がっている。景観計画の策定を明記すべきではないか。</p>	<p>ご意見のまち並みの景観を形成する方策については、「第4章都市整備方針 5-1 都市景観の整備方針」の「③地域性を活かした市街地景観の形成」において、地区計画制度の活用等、地域と協働しながら市街地景観の形成を図る内容を記述しております。</p> <p>なお、<b>景観計画は、個人の財産に制限をかける強力な規制・誘導手法であり、またまち並みの保全・誘導策を講じることができない地区計画制度の活用を促進してまいりたいと考えております。</b>この地区計画を活用したまちづくりが市内に広がり、<b>景観まちづくりへの意識が醸成された段階で本市の景観計画について調査してまいりたいと考えており、「第4章都市整備方針 5-1 都市景観の整備方針」の基本的な考え方に、先述の主旨を記載する修正を行います。</b></p>
23		<p>市道や市有地で樹齢100年近い巨樹が何本も伐られたが、歴史的風致維持向上計画の区域内である。歴史まちづくり法の趣旨を理解されているのか。樹齢100年近い樹木は地域の歴史を見てきた生き証人であり、歴史的風致を構成している重要なメンバーである。保存樹木・保存樹木の制度もあり、ほとんどの市で保存樹木・保存樹林が指定されているが向日市にはない。景観計画には景観重要樹木の保全も含まれていることから、景観計画の策定を明記すべきであり、保存樹・保存樹林の調査をすべきでないか。</p>	<p>市道等に植樹された街路樹につきましては、老朽化等により周辺の安全性に影響を及ぼすものについては、伐採や植替え等の対応を適宜行っているところがございます。</p> <p>このことから、保存樹木・保存樹林制度については、安全性確保に対する周辺住民のご理解やきめ細やかな維持・管理体制の確保など、解決すべき課題が多々あるものと考えております。</p> <p>なお、<b>景観計画は、個人の財産に制限をかける強力な規制・誘導手法でありますことから、地域住民の理解と合意が必要になるものと考えております。</b>このことから、<b>地域住民の合意形成を図りながら、地域の特色</b></p>

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
24		<p>第2次マスタープランに記載されていた「景観計画の策定について調査に取り組みます」が削除されているが、引き続き取り組むべきだと考える。削除するならこれまで調査してきた結果をまとめて報告すべきではないか。</p>	<p>に応じたまち並みの保全・誘導策を講じることができる地区計画制度の活用を促進してまいりたいと考えております。この地区計画を活用したまちづくりが市内に広がり、景観まちづくりへの意識が醸成された段階で本市の景観計画について調査してまいりたいと考えており、「第4章都市整備方針 5-1 都市景観の整備方針」の基本的な考え方に、先述の主旨を記載する修正を行います。</p> <p>景観計画は、個人の財産に制限をかける強力な規制・誘導手法であり、りますことから、地域住民の理解と合意が必要になるものと考えております。このことから、地域住民の合意形成を図りながら、地域の特色に応じたまち並みの保全・誘導策を講じることができる地区計画制度の活用を促進してまいりたいと考えております。この地区計画を活用したまちづくりが市内に広がり、景観まちづくりへの意識が醸成された段階で本市の景観計画について調査してまいりたいと考えており、「第4章都市整備方針 5-1 都市景観の整備方針」の基本的な考え方に、先述の主旨を記載する修正を行います。</p>
25	都市防災の方針	<p>災害に備えた避難場所増設計画を緊急に「地区まちづくり計画」に。</p>	<p>本マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、個別事業へのご要望に対する見解を示すものではありません。</p> <p>なお、本市では、災害時の避難場所としまして、令和元年度に策定・公表し、市内全戸に配布させていただきました「向日市防災マップ」において、「一時避難所」33箇所、「指定緊急避難場所及び指定避難所」31箇所を指定しています。</p>

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
26	主な整備構想等について	JR向日町駅周辺整備について、東口の開設は早急に実施すべきだが、東西自由通路、駅前広場、アクセス道路等の整備など、今の厳しい財政状況のもとで可能か検討が必要。また、市街地再開発事業というが、商業集積が乏しい現状で失敗するのは必至。これまでの調査資料を公開し、市民参加のもとで議論が求められる。	いただきましたご意見につきましては、個別事業を進めるにあたっての具体的手法のご意見として、今後の参考にさせていただきます。
27		阪急東向日駅周辺整備について、当該立体交差事業に至るには、相当な年数がかかると推測するが、それまでの間、現在のような東向日駅の寂れた状態は一刻も早く改善、整備すべきである。駅前スペースの創出や商業店舗の誘致など活気にぎわいを取り戻す必要がある。関係者の協議の場を設定し、話し合いを開始すべきである。	<p>阪急東向日駅周辺は、本マスタープランの将来都市構造において、「<u>中心都市拠点</u>」に位置づけ、市の玄関口としての魅力とにぎわいのある拠点形成を図るため、「<u>第4章都市整備方針 2 市街地整備方針</u>」に「<u>②JR向日町駅・阪急東向日駅周辺の整備</u>」を掲げ、今後、取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>いただきましたご意見は、今後、具体的な取組を行う上で参考にさせていただきます。</p>
28		時々、竹の径に観光客を見かけるが、お茶を飲んだり、食事をしたりするところもない。	いただきましたご意見につきましては、今後、具体的な取組を行う上で参考にさせていただきます。

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
29	素案全体について	<p>向日市の現況について、日経 BP 社の「シティブランドランキング住まい街 2019」では、向日市は 341 市区中 171 位(京都市 57 位、長岡京市、京田辺市 64 位)で、上位の市区町村は若年夫婦が住みやすい、「子育てしやすい」施策が目立つ自治体が多い。</p> <p>グローバル化が進む中、税収確保のために大企業の誘致や産業集積を進めようとするれば、地域のリスク(米中貿易摩擦やコロナウイルスなど)も増大するため、新しい産業を無理に創出するのではなく、地域が抱える足元の課題を整理し、問題を解決する中から雇用を生み出すという視点が重要だと言われている。</p> <p>向日市は住宅都市だが、「関西一の魅力的な住宅都市」を目標としている生駒市では、教育・子育て・福祉以外に地元の消費率が低いことを課題として挙げており、向日市でもイオンモールだけでなく市内で遊び飲食や買い物ができる街にする必要がある。</p> <p>以上のような視点から見ると、各々の文言は網羅されているが具体性に乏しい。また、今回の都市計画の目標が「人が集う ふるさと向日」と一般的で特徴がない。</p> <p>「駅周辺・主要幹線道路沿道のにぎわい創出」とあるが、東向日駅周辺で目立つのはパチンコ店であり、東向日別館前は駐輪自転車があふれ高齢者や障害者には最も危険な空間となっており、「地域の生活に密着した買い物空間の整備など、ふれあいと賑わいにあふれる商業・業務空間の形成を目指す」には程遠い。</p> <p>さらに、協働のまちづくりを推進しているが、現実には、開発を目的としたまちづくり協議会は地権者中心であり、情報公開や近隣住民</p>	<p>本マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市の将来都市構造を示し、その実現に向けた都市整備の方針を定めるものです。</p> <p>具体的な事業や取組については、今後、本マスタープランに基づき、個別計画を作成し実施していくこととなりますが、その中でも重点的に取り組むものとして、「第 5 章 主な整備構想等」を設定しております。</p> <p>都市計画の目標につきましては、地域がコンパクトな本市だからこそ可能な身近に人が集う様々な場(働く場、住む場、買物する場、楽しむ場、創造の場など)を確保していくことで定住の場として、また交流の場としての魅力を高め、住みたい・住み続けたいと思えるまちを目指していきたいと考え「人が集う ふるさと向日」としております。</p> <p>いただきましたご意見や事例等につきましては、今後、具体的な取り組みを行う上で参考にさせていただきます。</p>



No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
30	<p>との話し合いの場も少なく、うまくいくとは思えない。さらに、官民連携もうたわれているが、全国の成功事例での民は地元の企業がほとんどで、地域の住民や利害関係者を巻き込んでワークショップを繰り返しながらまちづくりを進めるという手法が成功事例となっている。</p> <p>マスタープランの基本となる「どんな特色のある向日市にしたいか」が見えてこない。私は数十年前に公立保育所が6つあり、向日丘陵・田園等の自然に恵まれた「子育てしやすい町」という特色が気に入る向日市を選んだ。ところが、国の方針が変わり、公立保育所より民間保育所を手厚い補助がされるようになると、向日市も公立保育園を廃園に追い込む、田畑をつぶしてビルを建てるなど、「子育てしやすい町」という特色を守り、いくようになっていく。向日市は「子育てしやすい町」という特色を守り、保育所の充実、児童公園の整備、古墳周辺を子どもたちが遊べる場にする、学校施設の整備・充実、向日丘陵や田園の保全に力を入れていきたい。</p>	<p>マスタープランでは、今後訪れる人口減少やさらなる高齢化に対応し持続可能なまちづくりを進めていくため、都市計画の目標を「人が集うふるさと向日」と定め、市域がコンパクトな本市だからこそ可能な身近に人が集う様々な場(働く場、住む場、買物する場、楽しむ場、創造の場など)を確保していくことで定住の場として、また交流の場としての魅力を高め、住みたい・住み続けたいと思えるまちを目指すとしております。</p> <p><u>ご意見の「保育所の充実、児童公園の整備、古墳周辺を子どもたちが遊べる場にする、学校施設の整備・充実、向日丘陵や田園の保全」につきましては、本マスタープラン「第4章都市整備方針」の「1 土地利用方針(丘陵・緑地地区、土地利用調整地区)」4-2 公園・緑地等の整備方針「4-4 その他公共施設の整備方針」に掲げた方針に基づき、取組を進めてまいりたいと考えております。</u></p>	

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
31	策定手続きについて	<p>策定の背景に、第2次ふるさと向日市創生計画を策定することから、同計画に即した計画にすると書かれています。第2次ふるさと創生計画は策定中で、同計画に即した計画にすることができているのか。</p> <p>プランは今暮らしている市民の現状、個々人の願いから出発し、まちづくりを進めていただきたい。</p>	<p>本マスタープランと第2次ふるさと向日市創生計画は、ともに今年度中の策定を目指し、現在、作業を進めているところであり、内容に相違が生じないよう調整を図りながら策定作業を進めているところでございます。</p>
32		<p>プランは今暮らしている市民の現状、個々人の願いから出発し、まちづくりを進めていただきたい。</p>	<p>本マスタープランの策定に当たっては、令和元年7月に実施した「向日市のまちづくりに関する市民アンケート」の結果を踏まえ策定作業を進めております。</p>
33		<p>P.65「見直しにあたっては、広く市民意見を聴取する機会を設けていきます」を「見直しにあたっては、パブリックコメントの他、説明会の開催など広く市民意見を聴取する機会を設けていきます」としていただきたい。今後市民との意見交換の場を機会あることにつくるべきだ。</p>	<p>本マスタープランの策定に当たっては、広く市民意見を聴取するため、説明会やパブリックコメントを実施したところでございます。今後、見直しの際には広く市民意見を聴取しながら進めてまいりたいと考えております。</p>
34	個別事業について	<p>森本東部地区の計画は、京都市域と一体で計画されないと良い整備ができないと思うがどうなっているのか。</p>	<p>本マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものでありますことから、個別の事業計画について記載することは難しいと考えております。</p> <p>なお、当該地区には、本市及び京都市を南北に縦断する都市計画道路路牛ヶ瀬勝菴寺線が計画されており、この路線の整備にあたっては、本市と京都市の双方が事業認可を取得し、連携しながら整備を推進しているところでございます。</p>
35	その他	<p>「市内に分布する緑地環境・景観は本市の特色であり、保全と活用を図っていくことが必要」と述べながら、森本東部及び阪急洛西口西地区では大幅に緑地がなくなろうとしている。今後、大幅に人口が減少していく時代において市の特色を大幅に変更し市税が投入されるこれらの開発では、まさしく市民との協働が必要であり、広く市民に向けて情報公開を行い説明会やワークショップを繰り返し実施していく必要がある。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、個別事業を進めるにあたっての具体的手法のご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
36		<p>プランの中心を担っているのが「森本地区東側の開発」「JR向日町駅ビル駅前開発関連事業」「阪急洛西口西側地区開発事業」などであり、事業全体を通して詳細を公開せず、市の財政負担が示されていないことに危惧を感じる。開発に伴うインフラ整備への投資は市の負担の増大で、身の文を考えた街づくりが求められる。ごく一部の地権者やデベロッパーの利益誘導につながることであってはならない。また、JR向日町駅ビル開発で、民間施設部分の経営が順調にいくとは限らないため、市が財政的に尻ぬぐいすることがないようにする必要がある。</p> <p>これらの事業が結果として、大手ゼネコンの仕事起こしであり、市内の建設業者の育成・強化にならない。地道な努力で地域密着型の産業を育てる必要がある。</p>	<p>本マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市の将来都市構造を示し、その実現に向けた都市整備の方針を定めるものです。</p> <p>具体的な事業や取組については、今後、本マスタープランに基づき、個別計画を作成し実施していくこととなります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後、具体的な取り組みを行う上で参考にさせていただきます。</p>
37		<p>森本東部地区の開発は、桂川ハザードマップの浸水地域で居住誘導をしない区域を開発するものである。台風19号が突き付けた課題としてダムや堤防では想定を超える豪雨に対しては洪水を抑え込むことは不可能であり、氾濫域を設けて被害を抑えるという考え方を土木学会は提示しており、国土交通省も浸水の危険性が高い地域の新規開発の抑制などの検討も始めている。本開発においても、雨水流出抑制施設では対応できない事態も想定した対策をするようまちづくり協議会に指導するとともに、市としても対策を考えておく必要がある。</p>	<p>森本東部地区土地区画整理事業地内の雨水対策につきましては、災害からの安全な京都づくり条例や向日市まちづくり条例等の関係法令に基づき、適切な雨水対策が実施されるよう、京都市等の関係機関と連携し、指導してまいりたいと考えております。</p>
38		<p>森本東部の開発に伴い、寺戸川の線形を90度に曲げる計画を予定されているが、水が溢れないか心配。またハザードマップとも矛盾するのではないか。田であったところを宅地化し、保水能力を失うような今回の計画は無謀ではないか。</p>	

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
39		<p>「森本東部地区まちづくり協議会」と協議してきたとあるが、委員の選考方法も不明であり、その委員が公募されたものとは思えない。</p> <p>現在、在住しているマンションの東南側に、80mの第二本社ビルの建設予定が発表された。80mビルは圧迫感があり、住んでいる心地がしない。市は住民の暮らしを守るため、日本電産に働きかけ、第二本社ビルを近隣住民の影響が少ない位置に建設するよう指導してほしい。</p> <p>企業誘致は税収を増やすためだが、向日市にどれほどの税収が入るのか試算すべきである。</p> <p>森本東部の開発を進めるにあたり、市は日本電産に公共施設(保育所、公園等)をつくらせるよう指導してほしい。</p> <p>当該マンション沿いの道路計画は歩道が片側整備となっている。片側だけでは、事故が心配である。両側歩道の計画にしてほしい。</p> <p>住民の納得と合意が得られるまで、市も入った説明会を何度も実施してほしい。</p>	<p>個別事業に対するご要望のため、本マスタープランに対するパブリックコメントの回答としては差し控えていただきます。</p> <p>なお、建築主が建築計画を作成され、本市まちづくり条例に基づき開発手続きを開始された際には、その手続きの中で適切に指導してまいりたいと考えております。</p>
40		<p>大阪府などのように、地域に(例えばばコミ毎に)専門のソーシャルワーカーを配置し、地域が抱える問題に対応できるようにすることによって、公共の福祉の増進も期待できる。当面、自治体がイニシアチブをとり、ソーシャルワーカーが中心となりつつも、地域住民一人ひとりがソーシャルワークできるような地域コミュニティづくりの施策を進めてください。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、福祉事業に関するご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
41		<p>にぎわいをつくるための具体的事例</p> <p>① 毎日曜日午前中に市役所から体育館まで交通規制し、ウォーキングコースを設定し、市民に自由に歩いてもらう。規制手続きは官で、運営は健康づくりの市民団体などに委託。</p> <p>② 桜祭りを向日神社、大極殿公園から西向日桜並木と連携して開催する。徒歩で回遊できるよう官で交通規制、運営を市民団体などに委託。</p>	<p>本マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであることから、ご提案の内容を位置づけることは難しいと考えております。</p> <p>いただきましたご提案は、今後、具体的な取り組みを行う上で参考にさせていただきます。</p>
42		<p>観光交流センター事業について、建設の意図が全く理解できない。「観光の拠点」と言っているが、向日市が観光都市とは思えないし、大型バスが立ち寄るとは考えられない。多額の税金を使って建設すべきでない。</p>	<p>(仮称)向日市観光交流センターにつきましては、令和元年度中の完成を目指して現在、事業を進めているところでございます。なお、本マスタープランは、令和2年度からの10年間を計画期間としておりますことから、本事業は対象外でありお答えすることができません。</p>
43		<p>市民会館建設に多額の寄付をなされる日本電産の永守重信氏には感謝を申し上げるが、「永守重信市民会館」と個人名を冠とする市民会館名は公共施設にはふさわしくない。礎石に記したらよい。</p>	<p>個別事業に対するご意見のため、本マスタープランに対するパブリックコメントの回答としては差し控えていただきます。</p>
44		<p>市役所へ行つた際、近隣駐車場利用の料金は無料にできないか。</p>	<p>庁舎管理に関する個別のご要望のため、本マスタープランに対するパブリックコメントの回答としては差し控えていただきます。</p>
45		<p>竹林を含む農地が維持できるよう農業従事者の手厚い保護を求める。</p>	<p>農業政策に関するご要望のため、本マスタープランに対するパブリックコメントの回答としては差し控えていただきます。</p>

No.	種別	ご意見の概要	市の考え方
46	財政	マスタープランから考えて、市の負担はどうか、財政的にどうなっていくのかも示してほしい。	本マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、財政的な見通しを示すものではありませんが、第7章マスタープランの推進方策の「2都市計画行政の着実な推進」の中で、各種事業等の実施にあたっては自主財源の確保や各種支援制度を積極的に活用することとしております。
47	について	誰が見ても財政計画について市民が理解・納得できる、具体的な内容にしてほしい。	

### 第3次向日市都市計画マスタープラン（素案）に係る説明会での意見について

No.	種別	ご意見の概要	市の考え
1	策定の背景について	上位計画であるふるさと向日市創生計画が第2次計画を策定中だが、下位計画にあたる都市計画マスタープランが先にできた場合の関係性はどうか。	本マスタープランと第2次ふるさと向日市創生計画は、ともに今年度中の策定を目指し、現在、作業を進めているところであり、策内容に祖語が生じないよう調整を図りながら策定作業を進めているところでございます。
2	向日市の現状について	小売業年間販売額の推移について、2014年に落ち込んでいるが、なぜこのような結果になったのか。	小売業年間販売額の値については、経済産業省で実施された商業統計調査を基にしており、落ち込みの詳細については把握しておりませんが、全国的に公表されている値でございます。
3	都市計画の目標	「歩いて暮らせるまちを目指す」とあるが、実現可能なのか。	現実的には自動車による移動をなくすことは難しいかもしれませんが、地域がコンパクトな本市の強みを活かす将来目標として設定しているところがあります。
4	都市施設整備方針について	市内には、狭少な道路が多く、私道が移管されていない道路もたくさんあるもので、生活道路優先での整備をお願いしたい。	地域の生活を支える本市の生活道路については、狭小な道路があると認識しており、「第4章都市整備方針 4-1 交通体系の整備方針」の(2)道路の整備において、地区の特性を踏まえた道路整備の推進を位置付けております。
5	都市環境整備方針について	人口減少が想定されるのであれば、都市マスに農地や竹林を保全する考えがあってもいい。	向日丘陵は、市街化調整区域に指定し、保全しているところがございます。また、市街化調整区域の農地については、後継者等の問題により営農継続が困難な農家が多ことから、資材置き場や大型車駐車場など周辺に影響のある土地利用が虫食い状に進まないよう、「第4章都市整備方針 1 土地利用方針」において「土地利用調整地区」に位置付けております。

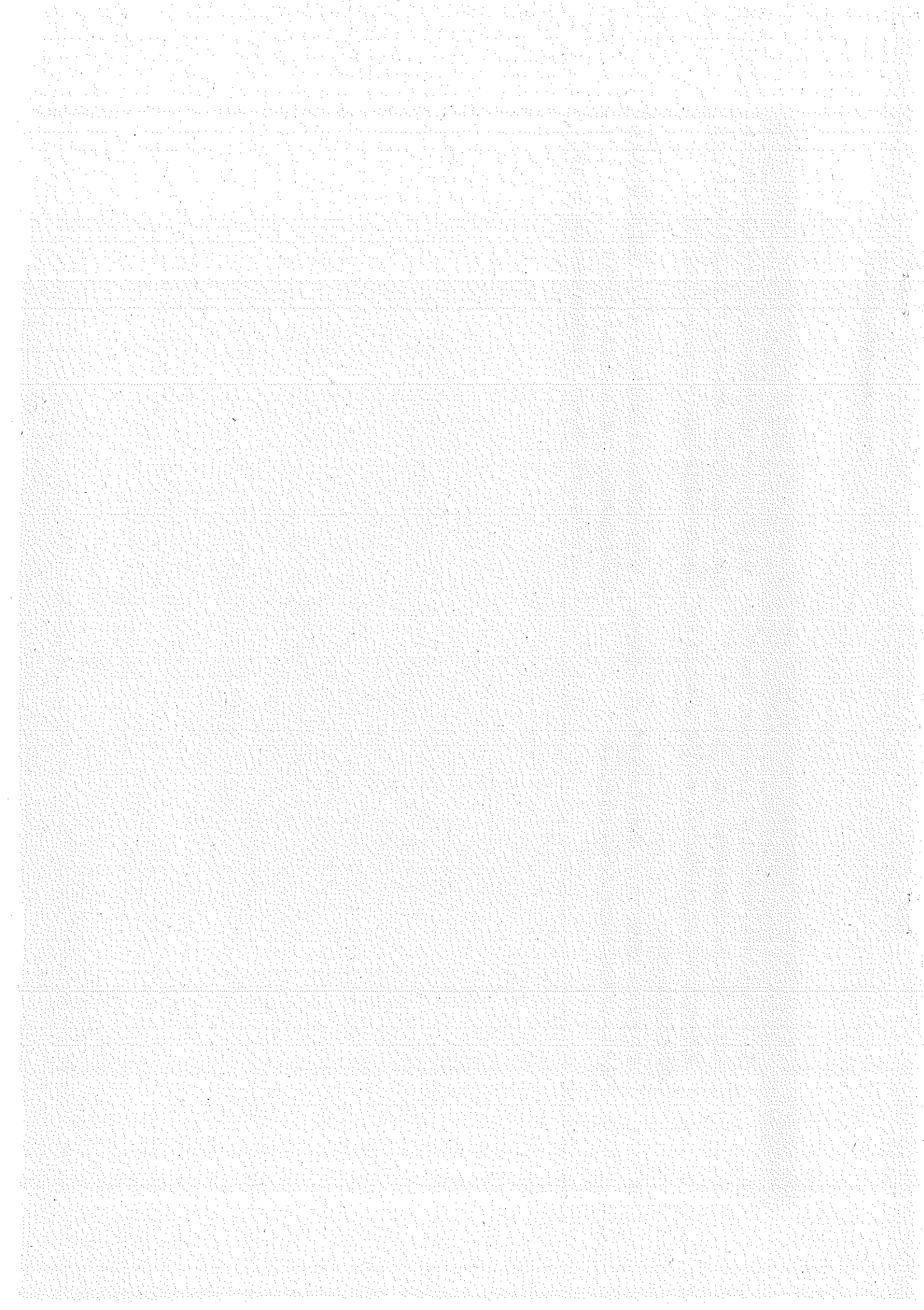
No.	種別	ご意見の概要	市の考え
6	都市環境の整備方針について	市民の中には開発を希望されている方もいるが、国際的に環境問題を考えるべき。住宅と農地と竹林があるのが向日市らしさだと思うので、環境問題を真剣に考えるべき。	環境については、都市計画マスタープランにおいても大きな課題と認識しております。 しかしながら、本市の農地や竹林は、人の営みによって守られてきており、人の営みがなければ保全しきれないのが実態であると考えております。都市計画としては、建築や開発行為が規制される市街化調整区域の指定や生産緑地制度などにより保全を図っているところがあります。
7	主な整備構想等について	JR向日町駅の東口開設などの周辺整備が整えば便利にはなるが、費用負担が市民全体にしわ寄せがいくのはいかがなものか。	駅周辺事業については、各種補助金の導入や駅ビル建設に民間活力を導入する等、出来る限り市民負担を少なくできる方法を検討しているところがあります。
8		連続立体交差事業化の条件に交通量の項目があるが、条件を満たしているのか。	昨年度に本市にふさわしい工法や区間について、予備調査を行ったところがあります。 事業条件に該当するとは考えてますが、駅前及び都市計画道路の整備、また、財政的な負担など事業を実施するために解決しなければならぬ課題について慎重に検討していく必要があると考えております。
9		阪急連続立体交差化について、事業が実施されても完成までに相当の時間を要すると考えられる。阪急東向日駅前完成までの間にも、送迎場所の確保など、快適に活用できるような整備をしてほしい。 【2件】	駅前広場に隣接した用地を買収しており、市民に活用してもらえように整備していく予定でございます。また、駅前広場については、阪急電鉄株式会社の所有であり調整が続けているところであり、市民が利用しやすい形に整備したいと考えております。
10	適地適正化計画について	立地適正化計画の考え方はいいとは思いますが、車を使わずとも地域ごとに歩いて食料品が調達できる小さなゾーンを作るといった構想はなかったのか。	「第4章都市整備方針 1 土地利用方針」において、幹線道路沿いに商店を誘導する「沿道サービス地区」を位置づけております。



No.	種別	ご意見の概要	市の考え
11	素案全体について	LRT構想など、向日市だけの計画ではなく、京都府や京都市の計画との連携をしてほしい。	本マスタープランの策定においては、京都府との協議を通じて連携すべき事業の位置づけを行っているところであります。 また、京都市とは、阪急洛西口駅東側の都市計画道路桂寺戸線や森本東部の都市計画道路牛ヶ瀬勝竜寺線の整備を連携しながら進めております。今後も連携が必要な事業については京都市と連携しながら進めていきたいと考えています。
12	策定手続について	計画策定スケジュールが短い。パブリックコメントを実施されているが、説明会1回では納得・理解ができない。このまま進めるのか。	現行の都市計画マスタープランの計画期間が令和2年3月末までであり、切れ目なく計画を継続していくため、令和2年3月末までに第3次計画を策定するスケジュールで進めております。
13		都市計画マスタープラン素案作成にあたり、出発点で市民意見を聞き、意見を反映すべきではないか。	本マスタープランの素案作成については、令和元年7月に実施した「向日市のまちづくりに関する市民アンケート」の結果を踏まえ策定作業を進めております。
14	その他	観光交流センターの記載がないため、整備にかかる費用対効果が分からない。市民へのメリット、維持費、管理運営団体、赤字の補填元及び責任の所在などを明確化してほしい。	(仮称)向日市観光交流センターにつきましては、令和元年度中の完成を目指して現在、事業を進めているところでございます。なお、本マスタープランは、令和2年度からの10年間の計画期間としておりまして、本事業は対象としておりません。
15		市の南北を縦断する物集女街道は現状歩道がなく危険な箇所があるため、早急な整備を進めて欲しい。	物集女街道については、昨年度寺戸事務所を中心とした区間の整備が完了し、現在、北進整備が進められているところであります。
16		競輪場を運動公園にすべきと思うが、競輪場に対する向日市の構想を持つべきである。	競輪場は京都府の所有物であり、京都府が適切に判断するものであります。市民の皆様にとってより良いものとなりますよう、活用方法やあり方などについて京都府に対し要望してまいります。

No.	種別	ご意見の概要	市の考え
17		コミバスの運行が開始されたことは喜ばしいが、ルートの改善など十分な点もあるので、みんなが喜べるコミバスになればいい。【2件】	10月からコミバスの運行を開始することができたところでありますが、皆様にご活用いただけたよう検討してまいりたいと考えております。
18		京都市の事業で向日市民が被害を被っているので、京都市との連携をキチンと行ってほしい。	いただいたご意見に関しては、今後に活かしてまいります。
19		森本東部地区のまちづくりや阪急洛西口駅西地区のまちづくりが出来た場合、固定資産税や法人税など、どの程度新たな税金がもたらされるのか。	両地区は現段階で具体的な計画が定まっておらず、税収を試算できる段階ではございません。ご理解ください。
20		森本東部地区の開発計画は、基盤整備が伴うため、市も市民の声を聞いてほしい。	森本東部地区土地区画整理事業については、地権者で構成された土地区画整理組合にて進められる事業でございます。市は、提出された事業計画が法要件を満たしていれば認可を行う立場であるということをご理解ください。
21		森本東部地区の開発に伴い、周囲に影響があるにもかかわらず、まちづくり協議会と事業者だけで計画を決定されては困る。	
22		森本東部地区の農地は水溜りでもあるため、開発されれば、周囲に大きな影響が出るので配慮してほしい。	森本東部地区土地区画整理事業地内の雨水対策につきましては、災害からの安全な京都づくり条例や向日市まちづくり条例等の関係法令に基づき、適切な雨水対策が実施されるよう、京都市等の関係機関と連携し、指導してまいりたいと考えております。
23		寺戸川を付け替えることで、冠水の危険性がさらに増すが、事業者は貯留槽で対応し、満タンになれば放流するとしている。そんなことが許されるのか。	
24		森本東部地区の開発について、公園整備や配置計画について、事業者に対して、市としての意見を出していただきたい。	森本東部地区土地区画整理事業において整備される公共施設は、整備後、公共施設の管理者であります向日市に帰属されますので、市として法令等の基準に基づき、適切に公園等の公共施設が整備されるよう指導してまいりたいと考えております。

No.	種別	ご意見の概要	市の考え
25		<p>森本東部地区の開発が終われば、固定資産税が増え、雇用が増えるとは思いますが、税収のために市民が我慢するものではない。 雇用の全てが向日市民という訳ではないのに事業者だけにどれだけの税金が使われるのか。</p>	<p>森本東部地区土地区画整理事業の効果は、税収や雇用の増加にとどまらず、当該周辺地域の課題であります、緊急車両の乗り入れや災害時における避難路の確保にもつながるものでございます。</p>
26		<p>森本東部地区の開発について、両側に歩道を整備しないと危険である。そういった指導を行うのが市の役目ではないのか。</p>	<p>森本東部地区土地区画整理事業については、地権者で構成された土地区画整理組合にて進められる事業でございます。 いただいたご意見に関しては、土地区画整理組合に申し伝えます。</p>



## 第3次向日市都市計画マスタープラン 策定手続き

事 項	時 期	備 考
<b>マスタープラン（素案）</b>		
○第1回まちづくり審議会	令和元年10月 1日	現況・課題及びスケジュール
○第2回まちづくり審議会	10月29日	基本方針及び整備方針
○第3回まちづくり審議会	11月19日	主な整備構想等、立地適正化計画及び推進方策討
○都市計画審議会	12月23日	素案の報告
○パブリックコメント	令和2年 1月 8日 ～ 2月 6日	意見提出者14名、意見47件
○素案説明会	令和2年 1月19日	参加者18名
<b>マスタープラン（案）</b>		
○第4回まちづくり審議会	令和2年 2月21日 3月 6日	案の諮問 答申
○都市計画審議会（予定）	令和2年 3月25日	答申案の報告
<b>マスタープラン策定（予定）</b>	令和2年 3月末	策定・公表

